

座談会

近現代の神葬・墓制と神道文化

令和5年3月1日（水）午後6時半～9時（リモート形式による開催）



〔出席者〕

武田秀章（たけだ・ひであき）国学院大学教授、博士（神道学）。専門は神道史、国学、幕末維新期の天皇祭祀の研究。一般財団法人神道文化会理事。著書に『維新期天皇祭祀の研究』大明堂、平成八年）、『神道人の書』神社新報社、平成十年）、共著に『日本型政教関係の誕生』（第一書房、昭和六十二年）など。

土居 浩（とゐ・ひろし）ものづくり大学教授、博士（学術）。専門は民俗学、日常意匠研究、葬墓制研究。共編著に『無縁社会の葬儀と墓』吉川弘文館、令和四年）、共著に『葬いとカメラ』（左右社、令和三年）、『療法としての歴史（知）』（森話社、令和二年）など。

松本 丘（まつもと・たかし）皇學館大学教授、博士（文学）。専門は神道史、神道思想史。著書に『垂加神道の人々と日本書紀』（弘文堂、平成二十年）、論文に『墓から見た近世思想』『神道文化』二十四号、平成二十四年）、『近世儒家の墓碑形態について』（『日本学研究』十七号、平成二十六年）など。

星野光樹（ほしの・みつしげ）国学院大学准教授、博士（神道学）。専門は神道祭祀・国学。著書に『近代祭祀と六人部是香』（弘文堂、平成二十四年）、共著に『神道祭祀の伝統と祭祀』（戎光祥出版、平成三十年）など。

半田竜介（はんだ・りゅうすけ）国学院大学助教、博士（神道学）。専門は近代神道史・神社祭祀。論文に『岩倉具視の国葬と神葬祭』国学院大学研究開発推進センター研究紀要』十三号（平成三十一年）、『平田派国事犯事件について』（国学院大学研究開発推進センター編・阪本是丸責任編集『近代の神道と社会』弘文堂、令和二年）など。

〔司会〕

藤本頼生（ふじもと・よりお）国学院大学神道文化学部教授、一般財団法人神道文化会理事。博士（神道学）。専門は近代神道史、宗教社会学。著書に『神道と社会事業の近代史』（弘文堂、平成二十一年）、『東京大神宮ものがたり』（錦正社、令和三年）、『明治維新と天皇・神社』（錦正社、平成三十一年）など。

〔オブザーバー参加〕

岡村仁志（おかいち・ひとし）本会事務局長・神社本庁総合研究所研究祭務課長

藤本 本日の座談会の司会を務めます國學院大學の藤本です。どうぞ宜しくお願い致します。それでは、まず本会を表して、岡市事務局長から、一言ご挨拶をお願い致します。

岡市 このたびは本当にお忙しい中、お集まりを戴きまして有難うございます。私、神道文化会事務局長を仰せつかつております岡市と申します。

新型コロナウイルス感染症もようやく落ち着きを見せ始めてはおりますけれども、今回も大事を取るという形で、リモート形式での開催とさせて頂きました。今回は「近現代の神葬・墓制と神道文化」と題した座談会ということで、近年、「墓じまい」といった言葉が使われていることから推し量れますように、少子高齢化をはじめ、様々な社会状況の変化から家のお墓の維持というものも大変困難な状況にあると言われているとされています。また、加えて、昨今の新型コロナウイルスの影響も相俟って、葬儀の形式も従前の形から簡素化が進んでいるとも言われています。そのような中におきまして、今回のような近現代における葬送、墓制を改めて考えるという営みは、神道文化会の企画として大変意義深いものであると考えております。

本日は五名の先生方が様々な御知見からのお話を戴けると存じます。限られた時間ではありますが、有意義な座談会となりますことを心より期待いたしまして、甚だ簡単ではござ

います。私からの御挨拶とさせて頂き戴きます。どうぞよろしくお願いいたします。

藤本 岡市事務局長、どうも有難うございました。それでは、開催にあたり、私の方から本座談会の趣旨を少し紹介したいと存じます。

先程、岡市事務局長の方からも紹介がりましたが、今回の座談会は「近現代の神葬・墓制と神道文化」と題しております。

まずは、本日の座談会の参加の先生方に少しご紹介させて頂きたい記事がございます。それは、令和五年二月十一日の『読売新聞』朝刊（東京版）、十一面の「簡単な弔いコロナで定着」という記事です。内容としては、実はお葬式の形が、このコロナ禍を経て、随分変化を遂げているという内容の記事で、結論として日本の儀礼文化の形が大きく変容しているという実情が報じられています。この葬送文化、儀礼文化が今後どうなっていくのか。非常に危惧されるところで。この点については後で土居先生からも少しお話し戴けるかもしれませんが、お墓も含めて、コロナ禍前とコロナ禍後では、随分、葬送儀礼というものが変化してきているという現状があります。

また、今日の座談会では、松本先生から、江戸からの葬儀の問題ということも少しお話し戴けると思いますが、本日

は、葬送や墓制にかかる問題というものを、近世・近代を含めて、少し長いスパンで見つめてみたいと思っております。ついでに、葬送だけということでも大変広い分野ですし、実は、本会では過去に『神道文化』の創刊号の第一回の座談会のテーマが「古代日本人の他界観、考古学から見た葬制」でした。第一回の座談会では古代日本の葬制や他界観を扱っております。

しかしながら、現代社会を生きる私どもにとつて墓制や葬送については、やはり近代の墓制が基点で、それとの関連が大変深いわけです。例えば、青山霊園、多磨霊園や谷中霊園、雑司が谷霊園一つとっても、後で土居先生のお話もあらうかと思いますが、まさに近代の墓制・霊園のあり方というものを形づくったものの一つです。その意味では、近代のみならず、江戸時代までと、時代を少し広めに取って、葬送と墓制というものを本日は考えてみたいと思っております。

また、もう一点は、ここ数年のコロナ禍で葬儀のみならず、様々な儀式・儀礼そのものの規模が小規模になる一方で、昨年七月に安倍元首相が凶弾に斃れて逝去され、九月に政府主催の「国葬儀」が行われました。「国葬儀」は、まさに大規模な葬儀、弔いの儀式です。政府を含め、多くの方々が関わり、沢山の参列がある葬儀という意味での国葬儀のような葬儀と、家族を中心とした極めて簡素な形での葬儀というもの

とは、つまり、現代社会における葬儀のあり方にも様々な形があるわけです。

ゆえに、そういった観点も含めて本日の座談会では葬儀と墓制について、とくに神道の葬儀である神葬祭の問題についても取り上げられればと考えております。

今日は、神社祭式が御専門の星野先生もいらつしやいますので、特に幕末から近代にかけての葬儀の問題についても少しお話し戴けるかと思っております。加えて、先ほど国葬儀についても触れましたが、今日は明治十六年の岩倉具視の国葬についての御研究もある半田先生もいらつしやいます。そして、幕末維新期の天皇祭祀の研究でも著名な武田秀章先生から有意義なお話を戴けると思っております。さらには、民俗学や宗教学、文化人類学的な観点で土居先生からも現代社会の葬儀や墓制の変容についてお話しを戴けると思っております。どうか先生方、宜しくお願い致します。以上、私から簡単に本日の座談会の趣旨を説明致しました。

それでは、まずは松本先生から、今の葬送とか墓制を語る上で近代というものが一つの大きなターニングポイント、基点になっている近代より前の時代、つまり、近世の儒葬や神葬、あるいは墓碑といった問題、こういった点について少しお話し戴いて、徐々に時代を下つていきたいと思っております。それでは松本先生、どうぞ宜しくお願い致します。

近世の儒葬・神葬とお墓

松本 それでは、近代につながる枕的な形で少しお話をさせて戴ければと思います。

資料では「古代・中世」としてありますが、そこは省略して、「近世」から始めることといたします。江戸時代は、やはり寺請制度ということで、仏教的な儀礼、あるいはお墓のあり方、その場所も基本的にはお寺ということですが、これが世に広まったことはもう御承知のとおりです。また、皇室の御葬儀もそれ以前から仏式ということで、後光明天皇のときまでは火葬も取り入れ、泉涌寺で執り行われることが基本的に幕末まで続きます。お公家さんなども基本的には京都のそれぞれの菩提寺でもって葬儀という形であったと思います。ただ、武士、特に大名などは、



松本 丘氏

やはりこれも仏式、仏葬が多いかと思えますけれども、一部、後で触れますように、大名では儒式、これも完全な儒式というよりは仏教と儒教との折衷のようなことだったようですが、

お墓のほうではかなり儒教色の強いものが大分増えてくるということが見られます。しかしながら、基本的には仏教的なものが大半を占めていたということになるかと思っています。

そうした状況の中で、仏教的なもの以外のかたちで葬儀をどうしていかうかという動きが出てきます。一つは儒学者たちで、火葬への批判なども加わって、仏葬への批判がかなり多く主張されるようになるわけです。神葬ということになりますと、そうした動きに追随するような形で神葬を求める動きも高まってくる、大きくはそういうことになろうかと思えます。

儒葬の方をまず見てみますと、その基本になりますのはやはり朱子の『家礼』というものであります。これも昔から影響が論ぜられてきたところですけれども、南宋の朱熹が書いたとされる『家礼』、これを仏教的でない葬儀のあり方、そのよりどころを『家礼』に求めたということであります。『家礼』によつて儒学者が儒礼をもつて葬儀を行います。幕府の林家や、土佐の家老であった野中兼山、あるいは近江の中江藤樹などがその先駆とされております。西暦ですと十七世紀半ばぐらいからこうした『家礼』に基づく葬儀が各地で行われるようになっていったということであります。星野先生のお話にも出てくるかと思いますが、水戸藩でも早くからこの儒式を用いた葬礼・墓制が行われていたことが知られています。

そうした儒学の隆盛に伴う『家礼』式の葬礼の流行といいましようか、こうしたことは学者だけではなく、各大名家にかなり広まっていて、特に最近、大名のお墓の研究がかなり進んで、儒式の影響によってつくられたお墓が多く見られることが指摘されています。

では、一方の神道家による神葬ですけれども、この動きはやはり吉田家によるものということで、近世の初めには吉田家の神葬の次第というものがかなりあるようですので、吉田家ではこの神道式の葬礼とを行っていて、その影響下にある社家でもこれらが一部取り入れつつあったということになるかと思っています。それを見ますと、儀礼の中で「中臣祓」や「三種大祓」等を唱えるなど、仏教で言うところの説経の代わりに祝詞や祓詞を唱えるという、いわゆる神道式の葬儀のやり方というのが示されているわけではありますが、社家以外にはそれほど広まっていなかったということは言えると思います。これは当時の仏葬以外の自葬、自らの葬儀が許されたのは吉田家の許可を得た社家とその跡継ぎという限られた範囲だったということがあったわけであります。

そうした吉田家のものと、先ほどの儒学式のもの、要はこの二つの流れの中で、いわゆる神葬祭というもののあり方がまとめられていったということになるかと思えますけれども、江戸時代半ばを過ぎますと、かなりの数の葬儀次第書が

出てきます。一つは、儒教式の祭祀を基本にして日本の風土に合った形に改めるというものの。もう一つは、時代は少し下りますが、国学者たちが古典に基づいた形で、さらに神道色といいますが、日本色といいましようか、そうしたものを強めた次第書というものを作っていくということになっているようでもあります。国学者の中でも、儒葬をかなり取り入れたものが初期ものでは見られますけれども、時代が下っていくにしたがつて段々儒葬的なものが薄められていって、幕末・明治で固まっていくという流れではないかと思っています。この辺りはまた後ほど、星野先生に御指摘戴ければと思います。

資料では「創出」という言葉を使ってしまったのですけれども、古代の葬祭というのは果たしてどういうものであったのかというのはなかなか難しい問題であつたわけで、儒教の儀礼や古代の文献、『古事記』や『日本書紀』の天稚彦の記事など、そうしたものも参考にしながら、古いものを苦勞して模索した中で、神葬祭というものが形づくられていったということになるかと思っています。今のやり方になるまでは様々な変遷があつたということですが、簡単にまとめますと以上のようなことになるのではないでしうか。

次にお墓がありますが、石で作られた墓碑とか墓塔とか墓碑とか、いろいろな言い方がされていますけれども、ここでは一応墓碑としておきますが、これも中世辺りから五輪塔と

か宝篋印塔や板碑とか、あるいは仏像を刻んだ舟形の石碑などが、やはり仏教の影響の下で少しずつ建てられるようになっていったということであります。

そして江戸時代の寺請制度とともに寺院内に墓域が設けられ、個人の墓碑が増えていきます。これもいろいろ研究が進んでいるところですが、石材の流通制度の整備などによって墓石の形が画一的してゆくということも指摘されています。特に楡形墓碑と言いついて、頭が楕円形になっている形のもの、これが江戸時代半ば以降、その数を全国に増やしていくということが言われております。そのように、江戸時代では前半期は板碑とか舟形墓碑が多かったのが、だんだん楡形のものが増えていくという大きな流れになっているということです。これは一般の墓碑であります。

こうした流れの中で、楡形墓碑も仏教と言えるかどうか分からないのですが、仏教の影響下にある墓碑から脱却するという志向も、先ほどの葬礼のところと同じような流れで目指されていくことになります。それらの中心になっていたのは、やはり儒家とか神道家とか国学者ということになるかと思えます。

まずは儒葬の基になっている『家礼』式の墓碑というのが儒家によって建てられるようになっていくわけですけれども、例えば、写真は山崎闇斎の墓です。これは古い板碑の形



太宰春台墓



山崎闇斎墓

に似ているんですけども、頭が三角になっています。次が闇斎の弟子の三宅尚斎という人のもので、これも頭が尖っています。これは儒式墓碑の特色である「圭首」という形です。これも漢土の方の圭という玉でできた笏のようなもの、そのかたちに似ていることからきたと言われています。もう一つは、太宰春台の墓で、頭が丸くなっています。これも圭首の

一種だという説もありますけれども、ここでは「円首」としておきます。この二つのかたちが儒式墓碑の二系統と言われているとおりです。

山崎闇齋学派では圭首のものが多くて、その影響を受けた宇佐大宮司さんのお墓が、京都で亡くなった方ですけれども、その墓碑は闇齋の高弟・浅見綱斎と同じ形なのですが、頭の前面に張り出した額、または軒といわれるものがついている形です。闇齋の墓碑も少し上部が前に出ています。このように墓碑の形態は学派の中で共有されていくという傾向があつて、春台は徂徠学派ですけれども、徂徠学派は基本的にこの丸い円首の形が多くて、伊藤仁斎の学派は圭首が多いというような大体の傾向が見られるわけです。

山崎闇齋は垂加神道という神道説も唱えたわけですが、その神道を受け継いだ人たちの墓を見ますと、例えば闇齋の後継者だった正親町公通というお公家さん、お公家さん全般そうですねけれども、これは普通の櫛形、頭が丸くて円首と同じなのですが、前面に額縁という縁取りがあつて、上部は宝珠型に彫られています。これは一般的な櫛形の墓碑です。また、その弟子の玉木葦斎という人の墓碑は、台石のような部分が墓碑そのものになっているというような特殊な形になっていて、垂加神道の系統の人たちは特に定まった墓碑の形はない感じです。

では神職の墓碑、これもあまりサンプルがありませんが、例えば伏見稲荷の社家では、頭が四角錐になって尖っているのですが、兜巾、山伏がかぶるあの兜巾型と言われます。そういう墓碑が、伏見の稲荷社家の墓地では多く見られます。あるいは京都の賀茂の社家、これは岡本家ですけれども、こでも兜巾型のものが目立っておりまして、社家の墓碑の特色の一つは兜巾型が多いということが一つ言えるかと思えます。この兜巾型が神道式の墓碑と紹介されることがあります



伏見稲荷社家墓地

が、その源流はこうした社家の例に遡ることができません。

もう一つは自然石です。これは伊勢の大宮司の河辺家の墓碑ですけれども、多く自然石を用いたものになっております。

また、出雲の千家国造家や北島国造家のお墓もこうした基本的に加工をあまりしていない自然石の墓碑です。あるいは大洲の常磐井家という八幡さんの社家の墓地ですけれども、これは墓主の名前などもない、ただ石を置いただけのものがあつたりします。

その他、八角形の柱型のものとか、祠型のものとか、社家の墓碑にはそういうものなどありまして、仏式とは違うということを、墓碑の形で示そうとした、そういう努力の跡といいましょいか、そういうものが見られるのかもしれない。

一方で、これは津島の氷室家の墓碑などは板碑形や櫛形のような、普通の仏式に近いものがある、そういう社家の墓地もあります。

あるいは神道家では、吉田家の代々のお墓というのは、この玉木葺齋の形に似た台石のちよつと小さいようなものになっています。白川家は古いものはやはり五輪塔です。しかし時代が降つてくると、先ほどの太宰春台とかに見られるような円首の墓になつてきまして、そういう仏教色を排そうとしたものが見られるようになります。また、皇學館で伊勢の神宮祠官の墓碑を調査された研究があるのですけれども、そ

れによると五輪塔が初めは多いのですが、次第に櫛形に近い、ただし一般の櫛形とは少し違う、頭が丸い形の墓碑が増えていく傾向が指摘されております。

国学者を見てみると、荷田春満の場合は、これは平田篤胤が元の墓の前に巨大な自然石の墓を建てたんですけれども、元の墓碑は三角頭の圭首の形をしています。本居宣長も、これは山室山の墓碑ですけれども、形はこの三宅尚齋のものに似ていて、幅がちよつと広いんですけれども、やはり三角の頭になって、正面を彫り込んであるという形です。宣長も遺言書でこの形を絵に描いていますので、宣長自身が選択したわけですけれども、これを圭首にするということは、多少儒式墓の影響が見られるのではなからうかと思ひます。秋田の篤胤の墓や、品川の賀茂真淵の墓は自然石になっています。あえて特定の形にしないということも一つ神葬墓といひますか、非仏教墓といひますか、そうしたものの特色の一つになるのではないかと思ひます。

藤本 松本先生有難うございます。先生からは、葬送の儀礼、いわゆる「葬礼」ということで、いわゆる仏葬を取り入れていたものを、そこからの批判という形での問題ということで、特に朱子の『家礼』の影響というものも指摘されていきました。お墓に関してもそうですが、どのように日本的なものにしていくかという観点と、その一方でお寺の中に墓域が



藤本 頼生 氏

できて、その中に墓ができていくというお話もございました。また、お墓については、「円首」とか「圭首」とかと言われるようなもの、五輪塔から移っていくというお話も戴きました。が、そういったものの中にも神式のお墓というものもやはり変遷があるということがございましたし、それから今日、幾つか手元に明治初期の冊子を用意しましたが、これは神宮教院の『靈祭式』と『葬祭略式』です。先ほど松本先生が仰っていたように水戸では、こちらは弘道館の『喪祭式』ですが、そういった葬儀の儀式に関するような書物が編纂されるのが幕末から明治初めにかけてということになってまいります。

後々、土居先生からも御指摘があるかもしれませんが、先ほど松本先生のお話にもありましたように、仏教や儒教の葬儀のあり方というものの、そして松本先生も仰っていましたけれども、神葬祭の「創出」というお話がありました。本来の葬儀というのは一体何なのかというものの、そういうものを改めて求めていくのが幕末から明治維新にかけての時期であり

まして、そういったところで、御専門の観点から星野先生に、大変に端的に話し難い事柄かもしれませんが、お話を戴ければと思います。よろしくお願い致します。

近代における神葬祭

星野 松本先生と藤本先生から頂いたバトンが大き過ぎて、それを持つて、どこまでお話をつなげられるか分かりませんが、私の方で枚数だけが多いものではあるのですがレジュメを御用意致しました。当初、近現代の神葬祭というテーマで話すよう仰せつかったのですが、私の力量不足もありまして、特に明治期に神葬祭というものが実施されていくそのプロセスを中心に、こちらのレジュメに沿った形で、お話をしたいと思っております。

はじめに明治期以降の、あるいはその前提となる幕末以降の神葬祭に関しましては、座談会に出席の武田先生が、特に津和野藩の動向について詳しく研究されておられますし、阪本是丸先生が明治期の神葬祭の制度に関しておまとめになっ

ておられますので、その先生方の研究をなぞるようなものになつていくということをあらかじめ御了承戴きたいと思



星野 光樹 氏

の認可によって行われた神葬祭というものの特徴は、神職に任せて行うというのではなく、喪主が自ら行う「自葬」であつたということ、それから、その自葬が行えたのは限られていて、神職本人と嫡子のみであつたということです。例外もちろんあるのですけれども、概ねそういうかたちで限定的に神葬祭は実施されていたわけでありますが、幕末に入りまして、慶応三年、明治維新の直前でありますが、津和野藩は、そうした藩内の神祇政策の実績や教学を新政府で発揮していくことになりました。

明治以降には神葬祭が許可されていくのですが、政策としては、国民全体に向けた神葬祭に向けての解禁ということではなく、慶応四年に神職の家族全体に認めるということが布告されます。ただ、そこにはやはりプロセスがあつたわけです。まずは神職のみが対象とされましたが、実際はというと、諸藩から神葬祭、自葬の願い出がでて、それが認可されて行われている。諸藩というのは藩主をはじめ、藩主以下

領民に至るまで願い出がなされて、その都度認可がなされていきました。明治初年はこういう実態でありました。

具体的に言えば、先ほどお話ししました慶応三年の津和野藩の事例ですが、これはまだ明治時代ではありませんけれども、『靈要要録』や『葬儀要録』が、配布されています。武田先生も御指摘されておられますが、これらの史料を実際に見てみますと、領民、特に知識のない人たちが葬儀や年祭を行うということ、非常に簡単な式次第となっていました。お供え物である「饌」をあげて、それから、いわゆる祭詞（祝詞）を読んで、玉串を奉奠する、こういう次第で、誰でもできるような形、自分自身が、特に神職としての技能、知識を持たなくてもできるようなものとして藩内に普及させたという、こういう経緯がございます。

明治時代に入ると水戸藩、先ほど松本先生のお話にもありましたし、先程、藤本先生が画像で紹介して戴きました『喪祭式』、これは天保のときに烈公（徳川斉昭公）が作成したもので、水戸藩が明治二年に刊行しました。それから古川躬行、この人は白川伯家とのつながりが深い平田派国学者で、大神神社の大宮司に任じられ、神葬祭以外にも普通の祭式の本なども執筆していますが、その古川躬行の『喪儀略』や、同じく平田派国学者で熱田神宮の宮司を務めた角田忠行の著した『葬事略記』などを参考にしながら、美濃の苗木藩では

「神葬祭仮規則」を定めて、神葬祭のやり方などを藩民に示し、藩内の神葬祭を奨励しています。それから、松本藩、それから薩摩藩などでも神葬祭に関する本を刊行して、神葬祭を奨励しております。

一方で、政府は神葬祭を国民全体に向けて実践を奨励していくことを考えておりました。ただ、それを行う上では様々な課題があったというところでございます。まず、神葬祭の祭式、古川躬行や、あるいは水戸藩の『喪祭式』などにその都度依拠してやるということではなく、政府が認めた祭式に基づいて実践されるべきだと、このように考えていたわけであります。といいますのは、何でも自葬ならいいですよ、ということになりますと、神式以外ですと、当時、仏式、それから儒式があったわけですが、キリスト教式の自葬もでてくる。新政府が一番問題にしていたのは、やはり幕府以来の懸案事項とされていたキリスト教、この浸透をどう食い止めるかということで、せっかく寺檀制度というものを定めて、葬儀は僧侶に委ねることによって防御策を講じてきたのに、その防御策の要がなくなってしまうんです。キリスト教が自葬を行えば、結局、キリスト教の門戸を開いてしまうということとで、特定の宗教の自葬と紛れないようにする必要があります。神道式の自葬であるならば、公が定めた祭式によるものでなければ、キリスト教を防御できないということで、祭式の制

定に着手していくということです。

それから、後述するように祭式は明治五年にできるわけですが、墓地の確保、葬儀は神式であつても寺院以外の墓地がないと埋葬ができない。今日と違って、神式で葬儀をやつて、そのあとは寺の境内のお墓に埋葬できるかというと、そうはいかなかったということで、神葬専用の墓地が設けられました。これは、第一号が今の青山霊園で、その後、雑司ヶ谷霊園なども神葬墓地として設けられて問題は解決します。

先にも述べた寺檀制度についてですが、そもそも寺は戸籍の管理も行っていたということで、近世は誰もが寺の檀家に入っていなければいけないということでした。葬儀も、仏教の様式によらなければならなかったわけです。この寺檀制度が解消しない限りは僧侶の手によって葬儀が行われなければならないということですので、寺檀制度が明治四年四月四日に廃止され、戸籍も新しく定められます。子細はありますけれども、まず全国民を対象とした神葬祭の認可には、これらの課題というものがあつて、新政府がそれについて対応していったということです。

このような手続を経まして、明治五年六月、神葬祭の解禁に関する二つの布告が出されました。

一つ目が「自葬を禁じ葬儀は神官僧侶に依頼すること」というもので、自葬を一切認めず、葬儀を行う際は必ず神官あ

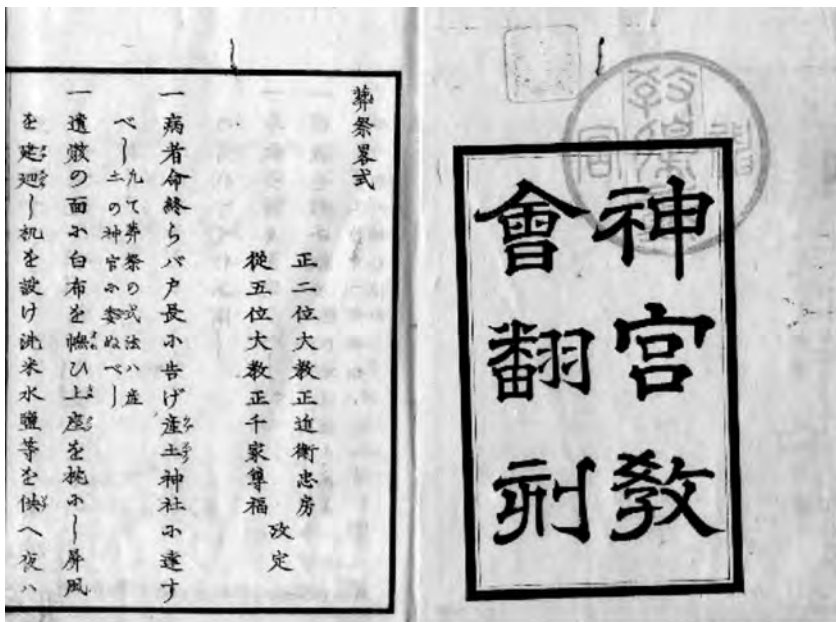
るいは僧侶に委ねなさいという布告です。二つ目は「神官は氏子等の依頼によって葬儀を執行すること」というものです。神官というのは葬儀に関わってこなかったけれども、氏子たちの要請があれば神葬祭を行いなさい、喪主を助けて葬儀を行いなさいと、このような布告が出されます。前者が国民一般向けへの布告であれば、もう一方は専ら神官・神職に対する布告です。そのようなことで、喪主が自ら斎主となつて行う自葬ではなく、ここで初めて神官、神職が喪主を助ける形で神葬祭が行われることになりました。この点が近世と近代以降の神葬祭の大きな区切りになるかと思っています。

さて、このようなことで神職は氏子等の神葬祭を行うことになったわけですが、この当時、神職が行う葬儀ならではの問題があつたわけですから、それが穢れの問題でございまして。神職が葬儀に関与するということは、親疎を問わず、氏子を対象とした場合も勿論、死の穢れに触れるということでありまして。穢れに触れると重い物忌みが伴いまして、日常の神明奉仕に支障を来すということでもあります。平安時代に「貞観式」が制定されて以降、朝廷内では死の穢れに触れれば、三十日間物忌みをしなさいと法的に定められたわけでありまして。それがずっと明治時代に切り替わつても続いていたわけでありまして。神職においても、特に死の穢れというのを重く見ており、これを忌むことが嚴重になされてきました。この穢れの

問題を解決しないことには、神職は葬儀を行うたびに一定期間、物忌みをする。これではまるで葬儀のたびに入院を繰り返して肝心の仕事ができない、こういうことになってしまふわけです。

そこで明治六年に出された法令が「自今混穢ノ制被廃候事」ということで、混穢の制というものを廃止します。穢れが混じるということを混穢と言うわけでもございますけれども、これだけだと、ちよつと何のことか分かりづらいのですが、要するに先ほど申しました平安時代以降の法律で定められた、死の穢れに触れたら何日間も物忌みしなさいということと、それから、穢れは更に伝染すると思はれていたもので、こうしたことも含めて廃止するということになりました。

これは式部寮が建議をして決定がなされたわけですが、その建議について簡単に言いますと、穢れに触れないように諸々の対応をしているのは上層階級に留まるもので、農民に至つては一日も穢れはないんだと、こういうことでして、明治維新を迎えて、さまざまなことが刷新されている折柄、神職は忌服の期間は忌慎むべきであるが、除服したうちは神明奉仕に差支えないのであり、神事の奉仕ができるということをも命じてください、という内容です。親戚の葬儀であつても氏子の葬儀であつても、穢れの問題はない。かりに穢れに触れたとしても、家に帰つて祓いをして、それで済む。こう

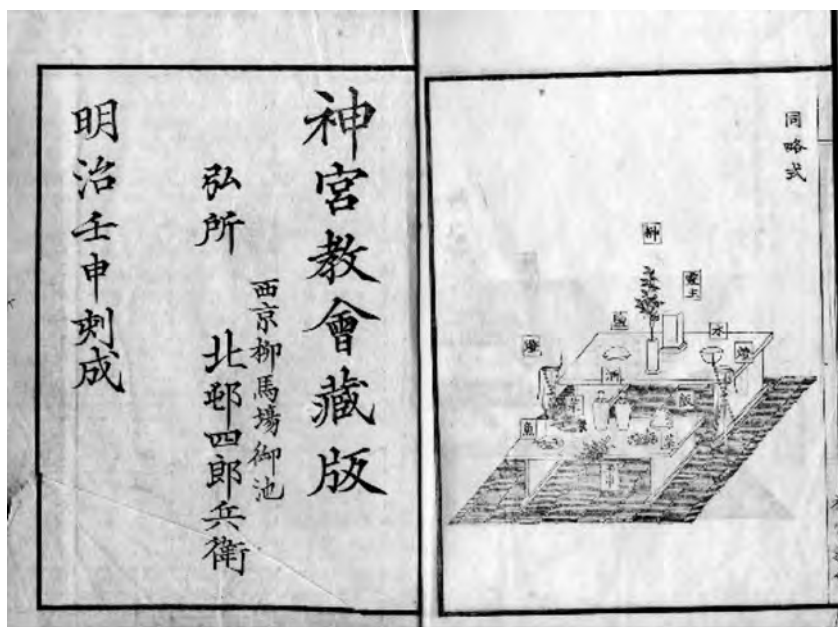


いうことを建議して、この混穢の制というものが廃止されたということです。

このような経緯のなかで教部省から『葬祭略式』が刊行されるわけでございます。教部省の官員によつて、一般における葬祭の基準となる書、今、藤本先生が画像で出して載いております刊本でございます。これが編纂されるわけです。教導職東西部管長の千家尊福と近衛忠房の名で刊行されたものでございます。こちらは、あくまで参照されるものであつて、必ずこれに基づいて神葬祭を行いなさいというものではありません。同書にもある通り、国民にはそれぞれの階級、身分差というものがありますので、それぞれの事情に応じて行事を行つてくださいますとあり、柔軟な運用が企図されていたものと言えます。

資料にざつと式次第のようなものを纏めておきました。

まず納棺があるわけです。松本先生から先ほどお話がありました。納棺までにもいろいろ手続があります。「魂呼び」をするなど、さまざまな祭儀が儒葬ではもっと細かく定められていますけれども、『葬祭略式』はまず納棺から始まります。納棺をして、喪主が柩前に霊主、これは今日で言う霊璽に当たるものですが、これを前にして、今日でいう遷霊の詞を告げます。「これから御霊をお移します」ということです。じつは、ここから神職の介助が入るわけです。この行事に



関して、「郷村社の祠掌喪主に代テ言フヘシ」ということで、神職がここで祝詞を読むということになっております。

それから遷霊の後に霊璽を家内の「清所」に安置するということをします。儒葬もそうですが、基本的には御霊璽というものは亡骸がある部屋に置かないで、清浄な場所に安置するかたちで葬祭が行われていました。この『葬祭略式』でも霊璽は場所をちゃんと分けて安置するというところでございます。

それから「出棺」となります。棺の前でお供え物、玉串を捧げて出棺の祭詞を告げます。

それが終わりました、葬列を組んで、葬地に至って、棺を輿台に据えて、饌を供えます。そして、手水を取って、玉串を供えて、埋葬の言葉を告げるのですが、ここでその言葉、祝詞を読むのが神職の役目となっています。これが済むと、お供え物をお下げした後に棺をお墓の穴の中に入れて、墓標を建てて、籬をめぐらせて、注連をかけて葬儀が終わり、そこから家に帰ってお祀りをするというのが一連の流れになっております。

基本的には、特に国学者が手がけた、古川躬行の『葬儀略』や角田忠行の『葬事略記』なども、おおむねこのような次第の下で行われていたと認識しております。細かいところでは違いがあるんですけども、流れとしてはこういう次第で

あつたわけですが、『葬祭略式』以降は、儒葬ではなく、特に祝詞を読むときなどは神職が介入して喪主を助けるということで神葬祭の参考に供したということでありまう。

その後ですけれども、明治七年一月には、教導職であれば葬式を執行することができるということが布告されました。それからその後もこのようなことで様々な神葬祭に関する本が出ております。常世長胤、これから申し上げます岩崎長世、それから落合直澄、こういつた方々、みんな平田門人でございます。栗田寛は「くりたひろし」で合っていますか、「くりたひろき」でしたか、松本先生。

松本 「くりたひろき」のようなんですけれども。

星野 「ひろき」ですか。「くりたかん」といつも言っていますけれども。

藤本 「くりたかん」と皆さん、よく言いますよね。

星野 「ひろき」ですか。「くりたかん」といつも言っていますけれども。栗田寛は水戸藩に仕えて、非常に国学者寄りの考えを持った儒学者であり、辞書によつては国学者とも書いてありますが、歴史学者でありまして、『大日本史』の編さんをやり遂げた方でございます。神葬祭については『波夫理和射乃考』をはじめ、明治以前から葬祭関係の書籍を栗田寛は残しており、そのなかには『葬礼私考』が刊行されています。これは葬儀の次第というよりも、我が国固有の葬儀

というものを探求して、非常に古典を渉獵して、我が国はこういう葬儀のあり方があつたんだというものを知らしめた本です。上古は穢れがなかつたということを指摘しているのもこの『葬礼私考』であることを付け加えておこうと思います。

そのほか、この後以降も様々な神葬祭に関する本が、特に教導職を務めた方、あるいは教派神道の立場からも出されております。明治十五年は「神官教導職の分離」が布告されまして、神官は教導職を兼補しないと、専ら祭祀に従事するということでありまして、祭祀と宗教を分離するということが宗教の最たる儀礼であります葬儀には関与しないということが布告されたわけでございます。ただし、府県社以下の神職については当分従前のおりということにして、大半は府県社以下の神職であるわけでございます。そして、この「当分」というのが、結局、これが終戦まで続いたということです。そういうことで明治十五年以降は、神葬祭の担い手は教導職、教派神道の教師や、府県社以下の神職が神葬祭を担つていたということになります。

近代以降、神葬祭関連書籍の著者には平田門人が特に多いということを指摘いたしましたけれども、平田篤胤の学問・学風というのは、幽冥論というものを主張しています。私がここで指摘しておきたいのは、近代以降は、そうした学風に基づき、神葬祭の靈魂観や祭式というものも独自に展開させ

ていったということが見受けられるという点です。先ほど神葬祭の基本となる『葬祭略式』が刊行されたとし上げました。しかし、これに留まらず、平田派国学者らにより、その後も神葬祭の書物が刊行され続けたということは、やはりそこに宗教性、いわゆる平田国学者が担保している幽冥観といえますか、靈魂観というものを盛り込む必要があったということです。その一例としまして、この明治八年二月に刊行された岩崎長世の『神葬考』というものを取り上げてみたいと思います。

岩崎長世についてでありますけれども、飯田、それから伊那地方に平田国学を広めた人物として知られております。岩崎は甲斐の国に生まれまして、三十三歳のときに篤胤に入門し、また本居内遠にも学んでおります。非常に能に秀でた人でして、能楽家という触れ込みで嘉永五年に飯田に入つて、国学を講じました。その門人には北原稲雄、松尾多勢子などがおりまして、八十余名が岩崎長世に入門しています。それから門人も平田家に入門させて、平田国学を盛り立てていったということでございます。

文久三年、社会情勢が不穏となり、尊皇攘夷の運動が非常に活発になってくるときに飯田を去りまして、京都において白川家学士職の補助になって、白川家においても平田学の普及に努めるとともに、信濃で平田篤胤著作の土木運動や勤王

活動を指導しました。京都においては福羽美静、角田忠行、長尾武雄、権田直助、瀬良利貞、品川弥二郎ら、こういった勤王家と交流を持ちました。明治に入つてからは豊国神社や住吉神社、そして難波神社の宮司を務めているということでございます。明治十二年に七十二歳で亡くなつております。こういう方でございます、この岩崎長世が神葬祭に関する本を著しており、それが『神葬考』であります。本書の内容は式次第や細則のほか、なぜ神職が神葬祭を行わなければならないのか、ということについても言及しており、この点が個人的には面白いと思ひ、紹介した次第です。

その神葬祭についての意義、岩崎長世の問題意識ということですが、こういうことを言っているわけです。世の中の神職というのは死の穢れに触れたくないから度外に置く、一切関わらないという人たちがいる。その一方で「何の覚悟もなく神葬を執り行ふ徒がいる」ということで、「これ両様とも、いづれも見聞きに不忍（しのびぎ）る不束（ふつつか）な人」と述べており、当時の神職の神葬祭に対する意識が垣間見えます。そういうことで、岩崎は、神職は神職として、きちんと葬儀を行わなければならない理由があると述べるわけです。要点だけ拾つて申し上げますと、そもそも神社に神職が置かれている役割の一つに「祝之職掌」があると言っております。「祝（はふり）」というのは「葬（はふる）」という、

葬るの「はふる」と同字同義であると言わなければならない。岩崎の言う「祝」というのは産巢日の神から賜った靈魂を「三所に放（はふ）り頒つ祭祀を執る職」という独特の認識を持つております。亡骸を地面に葬るのではなくて、神靈を放つことが「はふる」。こうした理解により、神職の本来的な職掌は人の靈魂に関わることであると言っています。「三所に放る」の「三所」というのは、まず「冥府」、これは幽世のことです。大物主神の治める「冥府」に本魂を「葬る」ということ、それから分魂（ぶんこん）が「靈璽」と「墓所」の二箇所に送られる。本魂・分魂を三カ所に送るのが神職の役割だと言っております。『神葬考』の祝詞においても、その三カ所に葬る言葉が述べられています。

これはどういうことなのかといいますと、ここにありますとおり没後の靈魂といえますのは産土神の差配によつて大物主神の神府に送られるということ、これは平田派国学者の、私が特に研究しております六人部是香の産須那社（うぶすなしゃ）の思想とほぼ同じものでございます。岩崎によれば、大物主神は産巢日神様の靈魂を産須那神（うぶすなのかみ）に分配し、産土神は人間に靈魂を付与する。このことが幽世の掟であると考えています。産土神は、氏子の誕生のほか、人生の間のあらゆる事柄、吉凶禍福、そして亡くなったら幽世に靈魂を送る、これが産土社の役割であるということでした。

て、没後の靈魂の行方が産土社ではないという点を除けば、およそ六人部是香と同じような見解を持つていることになりました。したがって、産土神に奉仕する神職には、一社のことを司る「神主」、氏子の吉凶禍福のことを願う「禰宜」、そして、没後の靈魂を神府に送る「祝」というものが置かれているんだということです。あくまで岩崎の独自の認識ということになりますが、こうした理由から産土社の神職というのは、その職掌から神葬祭に積極的に関わっていくべきなんだと主張しています。

それから、岩崎は死の穢れは清められるという見解を持っております。先ほどの式部寮の建議と共通しているところがありまして、特に、禊祓をしたら穢れというものは清まるんだというわけです。こういった考えは、近世以前には、見られない考え方でありまして。全く見られないということではありませんが、あまりないわけです。神葬祭に関する書籍を刊行した平田派国学者においても、概ね死の穢れというものをはり忌んでいるわけです。神職はそういうものに関わるべきではないということになるわけですけれども、岩崎は禊ぎをすれば死の穢れも清まるんだと。それから岩崎の主張でもう一つ注目すべきこととしては、幽世に行ったら、没後も大物主の神、幽冥のことを司る大物主神の下にあつて様々な幸福を得るんだということ、まさに御冥福でございま

す。そういう考え方を示しております。近代以降、平田派国学の考え方、幽冥論が、神葬祭の祭式のなかに位置付けられるようになったのは、岩崎の『神葬考』以降なのではないかと考えております。

産土神というものは、要するに氏子たちの生前から没後にまで関わっている。『神葬考』は、その産土神に奉仕する神職の役割というものを積極的に見いだして、神葬祭の実践を神職の役割として主張したということに特徴があるということです。それから、亡くなった後、「葬礼祭」ということを行うとあります。祖先の御霊舎と併せてお祀りするわけです。

その際に霊璽、祖先の霊璽だけではなく、実はここに大物主神の神璽も一緒に祀りをするを書いてあります。家のなかで大物主神という特定の神様を祀ることによって、敬神と崇祖を結びつけた形で、葬祭というものを考えているところが非常に興味深い点でありまして、こういった点は出雲大社の祖霊殿の考え方にもつながっていくのかなと見ております。

その後、国民一般の葬祭の研究等がなされまして、それが神社本庁に引き継がれていくことをつらつらとレジュメに書いてございます。昭和四十五年には『神葬祭の栞』というものが出されて、これが一つ、標準になっているということでございますが、しかし、ここにも様々な問題が今日もあって、さらに新しい問題も生じてきているということは後

の議論になろうかと思えます。現代のところは駆け足でお話しさせて戴きましたけれども、こういう岩崎長世のような考え方も出てきて、神葬祭は新しい局面を迎えたということを申し上げたかったということでございます。だいたい時間が長くなってしまったかと思えますけれども、私の話は終わりにさせて戴きたいと思えます。

藤本 星野先生、有難うございます。レジュメの最後にある皇典講究所において礼典調査が開始されるなかで、『葬儀式(案)』が提示され、さらには『公葬式』も立案されていく流れの中で、昭和二十一年に『葬儀式』ができあがり、神社本庁の『諸祭儀要綱』へとつながって行くという経緯については、時間があれば、ぜひ後で補足をして戴ければと思います。

星野 時間があれば補足を致したいと思います。

藤本 ちょうど近世から近代ということでお二方の先生からお話がありましたし、松本先生からは少し掃苔のことについて述べて戴くなかで、お墓の形式とか様々な話がありました。土居先生、先ほどのお二人のお話を受けて、この辺りはいかがですか。

土居 私どもの研究仲間では、日本の近現代といいますが、ここ二〇〇年ぐらいの葬儀や墓つまり葬送墓制について議論を重ねてきたのですが、その場ではまず出てこない話題につ

現代社会の墓制や葬制の淵源

いて、聞かせて戴いておりました。時代的には同じ頃の日本を見ているはずなのに、全然違う側面に光を当てられていることが、非常に体感できた時間でした。日本における葬送墓制の話題は、やはり仏教スタイルの話がメインにならざるを得ません。私どもの研究仲間では、仏教スタイルがメインだった時代から変化する時代、例えば公園墓地のような、墓地在宗教の括りではないモノとして扱われる変化を、中心的な議論の一つとして話題にしてみました。この私どもが関心を寄せている同時期の話題として、神葬祭にしても、墓標の形も含めて試行錯誤していたことは、今回お聞かせ戴いて非常によく分かりました。これをひとまずコメントにさせて戴ければと思います。

藤本 有難うございます。まずは、松本、星野両先生から近世から近代までの葬送とお墓、特に近代は神葬祭についてお話を頂戴し、その後に土居先生にもコメント戴きました。

今日の座談会は「神葬・墓制と神道文化」というタイトルですが、先ほども土居先生から、二〇〇年というスパンの中で、いわゆる葬送とか墓制と言われているもの、私たちが今、話してきたものとはちよつと違うところでの視点だというコメントを頂戴しましたので、土居先生からも少し、現代社会につながる部分でお話を戴ければなと思います。よろしくお願いたします。

土居 私の方では、「話題提供」と題した、メモ書きの共有ファイルに沿ってお話できればと思います。

今日の座談会では、「大柁の話」と「細かい話」と大きく二つに分けて考えていまして、「大柁の話」というのは今お話し戴いたような近代化、現代化のような話になります。現行の墓制や葬送が、これまでどのように変化してきたのかの話題提供ができるかと思っております。

とはいえ先に「細かい話」と言いますか、今回の話題に関連します近年の研究動向として、民俗学・歴史学を御専門とする岩田重則さんによる重量級の御研究については、一言触れておかねばなりません。『天皇墓の政治民俗史』（有志舎）に始まり、『日本鎮魂考』『靖国神社論』（共に青土社）、また『火葬と両墓制の仏教民俗学』（勉誠出版）と、平成から令和にかけて物理的にも分厚い単著を、続々と刊行されてます。陵墓（岩田さんは「天皇墓」と明記されます）や皇室の話題と直結する、きわめて重要な領域を扱われている御研究です。で、あらためて機会を設けて検討されるべき質量の話題かと存じます。

さて近現代の墓制については、喜ばしいことに若手の宗教



土居 浩 氏

社会学者による専門書が、ここ最近、相次いで刊行されました。まず戦前の日本については、問芝志保さん（東北大学・宗教学研究室）が一昨年に『先祖祭祀と墓制の近代』（春風社）を刊行されました。そしてつい最近、辻井敦大さんが戦後

日本を対象とした『墓の建立と継承』（晃洋書房）を刊行されました。お二人とも、博士論文に基づいた単著です。それでは「大卒の話」をいたします。自葬については先ほど星野先生が詳述されましたので省略し、火葬の禁止と解禁について。明治六年に火葬が禁止され、それが明治八年に解禁されます。東京・大阪・京都など都市部では、火葬が禁止されると遺体処理が現実的に無理だと判断されたわけです。その後、感染症対策としての火葬の推進を経て、現在ほぼ百パーセントの火葬率でして、世界的にも異様な地域と言えます。近現代日本の葬送墓制を考える時に、その出発点として、火葬の禁止と解禁は重要な話題です。

制度史から風俗史へと目を転じると、明治時代には葬列の華美化つまり派手になる傾向だったものが、大正期に入ると

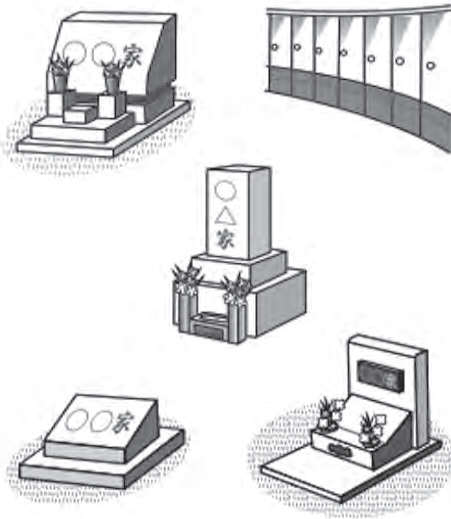
急速に廃れたことが指摘されています。江戸時代は身分制だったので制限されていたものが、明治になってタガが外れたと言えるでしょうか。この辺りは先駆的に井上章一先生が『霊柩車の誕生』で指摘していたことです。都市化が進展すると、街中で葬列を組むことが難しくなり、遺体の移動を霊柩自動車が担うようになります。

それと入れ替わるように「告別式」という儀式が誕生します。これは明治三十四（一九〇一）年の中江兆民が初めてと言われています。時代的にもまさに二十世紀的ですが、ここで近代的な葬儀が成立すると指摘されています。告別式は、そもそもが無宗教・非宗教的儀式でした。しかし現在、告別式は、宗教的な葬儀でも式次第の一環として、完全に組み込まれています。仏教式はもちろん、神葬祭も同様でしょう。宗教的ではない葬儀として誕生した告別式が、逆に宗教的儀式に取り込まれたのが、二十世紀における葬送儀礼の変化になります。

近代化に続けて現代化の話題に接続されたいのですが、やはり人口構成の変化を考えねばなりません。いわゆる多死社会の問題です。たとえば、現代では年寄りが亡くなっていると説明すると、何を当たり前のことを言っているんだと返されるのですが、かつてはそうではなかったのです。現代は、高齢者として亡くなる人の割合が、かつてよりどんどん増え

ているんです。つまり、かつては老人になる前に死んでいた人も、かなりの割合で存在したということなんです。しかしながら、現在、死亡する人たちというのは、ほとんどが老人です。それを見送る次世代も、老人といつてよい年代が多くなっている。私の周囲では「老々介護」をもじって「老々葬儀」と呼ぶことがあります。つまり亡くなった老人を、遺族として老人が見送るという、おそらく人類史上としても初めて体験する状況になっている。私たちは史上初めての葬送の時代に突入していることが、現代日本社会を眺めると見えてきます。この辺りは、小谷みどりさんが指摘されていることです。

続いて、近現代における墓地の変遷について。実態については多くの論者が言及していますので、ここでは私の旧稿でも取り上げたお墓のイラストについて、紹介します。これは現行の、『都立霊園埋蔵施設、みたま堂使用の手引』表紙に描かれたイラストです。都立霊園におけるお墓のタイプを示す用語として「一般墓地」「芝生墓地」「壁型墓地」と呼ばれますが、これ全部に「○○家」と書かれています。葬墓制研究者としては、やや古い感じすら受ける時代のスタイルですが、それが二十一世紀の今なお都立霊園で新規に募集する際に、「一般」のお墓を示すイラスト（アイコン）として通用しているわけです。



『都立霊園埋蔵施設、みたま堂使用の手引』のイラスト部分

興味深いのは、都立霊園のお墓イラストに「○○家」と書かれているのに対し、「いらすとや」（イラストのフリー素材サイト）のお墓イラストには文字が書かれていないことで



葬式・散骨



お墓

す。さらに「いらすとや」には、散骨（海洋散骨）や樹木葬を表現するイラストもあります。現代日本において散骨は一九九一年に、樹木葬は一九九九年に開始されたとされています。「いらすとや」では、散骨イラストが二〇一四年に、樹木葬イラストが二〇一六年に公開されています。なので散骨も樹木葬も、前世紀末に開始され、今世紀冒頭の十年ほどを経過して、世間に浸透したことが読み取れるのではないでしょう。もちろんイラストですから誇張というか誤解もあり、たとえば「いらすとや」の散骨イラストについては、海洋散骨業者からすれば、喪服で乗船しない等々「こんな撒き方はしない」との反論があるようです。

元号と西暦とどちらで考えるかは案外と重要で、葬墓制の変化については、やはり一九九〇年代における変化として把握した方が、いろいろと見通せます。現在からすればちょうど「一昔前」と呼べる時代になりますが、お葬式をする場所が自宅から葬儀会館へと変化したのもこの時代であることが指摘されています。全日本冠婚葬祭互助協会（全互協）が二〇一五年にインターネット経由で取り組んだ一万人アンケートがあり、「いつ頃からお葬式の場所が変わりましたか?」「何年頃はどこでやっていましたか?」等々を尋ねたところ、明らかに二十〜三十年ほど前から大きく変化しています。葬儀会館での葬儀がグッと増えるわけです。

お葬式をする場所が自宅から葬儀会館へと変化した時代を遡ると、人がどこで最期を迎えるのか、死亡する場所が変化した時代がありました。自宅から病院への変化です。戦後しばらく自宅での死亡が大半ですが、徐々に病院で死亡する割合が増え、昭和五十二（一九七七）年辺りで自宅と病院の割合が逆転します。つまり日本人は、自宅よりも病院で亡くなるようになります。

この、お葬式をする場所が自宅から葬儀会館へと変化したこと、そして死亡する場所が自宅から病院へと変化したことを組み合わせると、戦後から現在にかけて、すなわち現代日本において、人が亡くなりお葬式をする場所において、次のような変化が起きたと整理できます。まず自宅で亡くなり、自宅で葬儀をした時代。これが戦後しばらく続きますが、昭和五十年代に入ると、病院で亡くなり、自宅で葬儀をする時代へと変化します。これが一九九〇年代に入ると、ここでは「平成」になると、と表現したほうが印象深いかもしれませんが、病院で亡くなり、葬儀会館で葬儀をするようになります。これが現在まで続いているわけです。注目したいのは、老人ホームなど類似施設で亡くなる人が増えつつあることです。今後もあるであろうことは予想できますので、このことの意味がどう影響するのか、注目しています。

ここで火葬率ほぼ一〇〇%である現在の日本の状況が、ど

こまで遡れるかと確認してみると、興味深いことに一九九〇年代です。それ以前、たとえば一九八〇年頭の火葬率は、全国的にみてようやく九割に達したところで、同時期の山梨県や高知県では六割程度でした。このようにみると、死者は火葬される日本、という常識も、葬儀会館でお葬式されるようになったのと同様、ほんの二三年前からの変化だといえます。しかも、それ以前のことを、人は案外とすぐに忘れがちということが指摘できるでしょう。実際ネット上では、日本は火葬の国だから火葬を忌避する外国人は出ていけ、といったトンデモナイ発言も眼にします。「創られた伝統」の議論は、今こそ改めて教養レベルとして啓蒙する必要があるのだと思います。

この「創られた伝統」としてさほど意識されているわけではない事例として、最後に、いわゆる霊園について言及します。宗派を問わず誰もが使えると広告で謳われるような霊園ですが、この形態は非常に近代的です。公営だろうが民営だろうが、仏教の宗派はもちろん、神道だろうがキリスト教だろうが不問で墓が並べられる。東京の青山墓地や谷中墓地を先駆とする「共葬墓地」と呼ばれる墓制です。様々な宗派が当たり前のように隣り合って並ぶ風景は、この共葬墓地という制度ならではと言えます。これが非常に近代的な墓地であることを、ようやく私もここ二十年ぐらいで強調して説明でき

るようになったのですが、近代的な「共葬墓地」の制度は、キリスト教系や神道系などの少数派にとつては、恩恵だったと思われまゝ。なにしろ葬墓制としては新参者である少数派には、従来の墓地に居場所がありません。それらが居場所を求めて流れ込む先の一つが「共葬墓地」です。たとえば東京の谷中霊園は、もともと寺院が集積している谷中にできた「共葬墓地」の一つですが、神道系やキリスト教系の墓石が、仏教式の五輪塔などに隣接しており、山手線の日暮里から鶯谷にかけての車窓からは、崖（谷中霊園の縁辺部）に並ぶ十字架の墓石を眺めることができます。また名古屋の平和公園は戦後になって都心部の仏教寺院から墓地を集積した巨大プロジェクトの成果ですが、仏教寺院から少し遅れてその一角に天理教の墓地区画ができています。あるいは神戸市の鶴越墓地の一角には金光教の墓地が集積された区画があります。常日頃ぼんやりと眺めている墓地の風景も、この二〇〇年ほどの歴史が累積している興味深い風景であることを、最後に紹介しました。

先に藤本さんから「現代社会に引つ張るような形で」との報告を求められましたが、むしろ現代社会において当たり前とされる諸制度・諸現象の淵源をこの二〇〇年ほどの変化に求める方向で、あれこれと話題提供を致してみました。これで私からの話を終えたいと思います。どうも有難うございました。

した。

藤本 土居先生、有難うございました。大変興味深いお話でしたが、松本先生、いかがですか。共葬墓地の話もありましたが、あまり現代のお墓には？

松本 はい、素通りしてしまうことが多いですけども。

藤本 そうですか。さて、先ほど土居さんのイラスト、都営の墓地の案内冊子にあるお墓のイラストに「何々家」「何々家之墓」という記載があるんですが、ああいうお墓のイラストも最近の墓地だと、例えば「やすらぎ」だとか「俱會一處」だとか、「何々家之墓」という家を掲げた墓名ではなく、異なった墓名が刻まれていることが多くなりました。

私もお墓巡りを時々致しますので、市営の共同墓地や寺院の霊園は結構行くことが多いのですが、今は、本当にお墓の形や墓に刻まれている名称は多種多様といえますか、特に宗派を指定していない墓地、例えば、寺院所有の墓地でも宗派を特定せず、自由にどの宗派の方でもいいですよ、宗派・教派を問いませんよという宗派不問の墓地も多くて、結構色々な形のや墓名の墓が混在しています。かつ、お墓そのものの形も色々です。例えば、墓自体がそろばんの形をしていたり、生前の名前が洗礼名とともに全部墓石に書いてあったり、そうかと思ったら神道式の墓があつたりと、多種多様な形式の墓が混在、混淆しているような状態で、霊園巡りをする中で

とみに感じているところなのですが、土居先生から、そういったことにつながるお話を戴きまして、大変有難うございました。

それでは、時代的には近世から現代まで墓制、葬制に関わるお話を頂戴した訳ですが、昨年、政府の主催による安倍元首相の「国葬儀」が行われました。「国葬」というものと今、私の手元にある古書で今日のお話に一番繋がるものとしては、先ほどの星野先生のお話とも実は繋がるところがありまして、今お見せしている本、これは大正九年に皇學書院から発行された『神道葬儀式講義』というものです。これは先ほどの星野先生のお話にもありました「葬」は「ふり」という語、つまり葬儀の話や葬儀のあり方、現行の神葬祭の話ということについても書かれている書物で。「はふる」ということの意義についても書かれていまして、実はこの書籍の中に結構な分量を取っているのが、御大喪と国葬についての記載です。国葬と御大喪については、この『神道葬儀式講義』が大正九年の刊行ですので、明治天皇の御大喪が行われて御代も替わったという中で大正十五年に皇室葬儀令が出される手前の時期にあたります。先ほどの土居先生のお話にもありましたが、大正という時代は非常に面白い時期でございまして、そこで国葬の話がこの本の中にも、伊藤博文の国葬の話なんかも出てまいります。そういう点では葬儀と言いまして、い

わゆる一般の人々の葬儀の話というのが、これ迄の先生方の話の中では出てきましたが、御大喪と国葬にかかるお話について、半田先生から戴ければと思います。よろしくお願いいたします。

近代における国葬と神葬祭

半田 先生方、皆さん大変造詣の深い方ばかりですので、その前でお話するのは大変恐縮なんですけれども、今、藤本先生からもお導き戴きましたけれども、規模の大きい葬儀として国葬に関して、私も随分前に書いたものになるわけですが、特旨による国葬、臣下の国葬の先駆けとして明治十六年に行われた岩倉具視の国葬についてまとめたことがございます。この岩倉の国葬が近代の臣下の国葬としては一つの基礎になってくるものかと思っております。ですので、そういった岩倉具視の国葬が改めてどのような葬送儀礼で執り行われているのかということ、基礎的な事柄を改めて確認するような形にはなりますが、少しく辿っていければと思っております。

先ほど、星野先生から幕末維新以降に神葬祭が次第に門戸を広げて、神職家族内、そして国民にまで広げられていったというお話がありました。明治の特に五年、六年といった中



半田 竜介 氏

で、次第に門戸が広がっていったところが大筋の流れかと思っております。そういった中で具体的に墓地の問題として青山墓地等も整えられていき、神葬祭を行っていく土壌も築かれていきました。その中で特に平田派国学の学統に連なるような明治初期の国学者たちが様々な神葬祭の祭式書を公にしていっていったという経緯が先ほどの星野先生のご説明にもありました。

そのような中、後ほど少し触れますが、明治十年代に入っていくと神社界においては幽冥観や靈魂観とも関わってくる祭神論争という論争が行われていました。伊勢派と出雲派、伊勢の神宮と出雲大社とに代表されるような、教導職や神社の関係者たちによる神道事務局神殿の祭神を巡る論争、その背景には幽冥界、死後の世界というのをどのように考えていくのかという、ある種の神学論争のような側面がありました。それが明治十四年に決着がつけられるわけですが、神葬祭の門戸が広がっていく中で、神葬祭や靈魂観をめぐる教導職の内部においても様々な議論がなされてい

ました。これも先ほど星野先生のお話で出てきましたが、明治十五年一月二十四日の神官教導職兼務の廃止・葬儀不関与、やはりこれが近代を貫いて運用されていた法令になるわけですから、今回、私が触れていく岩倉具視の国葬は、この翌年である明治十六年七月二十五日に執り行われた葬儀であるわけです。私個人としては近代以降の国家と宗教、神社との関わりということに主に関心を持っておりまして、そういった中で岩倉具視の国葬というものがどのような儀礼で執り行われているのかということを押さえておく必要があるかと思ひ、一度論文にまとめておりました。

さて岩倉具視の国葬について、改めて基礎的な事柄の確認にもなりますが、明治十六年七月二十日に癌のために岩倉具視は亡くなりました。その訃報が宮中にも伝えられていき、深い信頼を抱いていた岩倉の死に接した明治天皇は、深い哀悼の念を示され、廃朝し死刑執行を停止されました。そして、国家に特に功績の大きかった岩倉具視の葬儀を国の費用をもつて、国家が関与して執行するという指針が示されました。それ以降、七月二十日から約五日間をかけて国葬に向けた諸準備が着手されます。葬儀御用掛が設置され、宮内省をはじめとした各省それぞれ役割分担をしながら葬儀に向けての準備を進めていきます。その中でも岩倉具視の国葬は神式で執り行われているわけですが、その神式の葬儀がいかな

る儀礼で、いかなる式次第で執り行われているのかというところ、神葬祭と国葬との関わりを考えるために、この点を確認しておきたいと思います。

岩倉具視の国葬は以下の次第で執り行われています。まず帰幽奏上式という儀式から始まり、靈移式・安定式・戒諭式、霊前祭、地鎮祭、発葬式、葬場式、埋葬式、清祓式、そして家祭式、靈殿式、墓前式と、こういった各種儀式をもって岩倉具視の国葬は執り行われていきます。その際に斎主として、祭祀執行の中心を担ったのが神道大社教（現・出雲大社教）管長の千家尊福でした。岩倉の国葬は千家が斎主を務め、出雲大社流の神葬祭の式次第をもって執り行われているわけです。

この点、凶刃に倒れた大久保利通の葬儀が明治十一年に行われていて、国葬に準じた「准国葬」と表現されることがあります。岩倉とは五年の間があるわけですが、明治十一年の大久保の葬儀と岩倉の国葬とを比較していくと、葬送儀礼の構成に大きな違いが看取されます。その中でも注目したいところが岩倉の国葬の初めに、帰幽奏上式という儀式が執り行われているという点です。この帰幽奏上式について説明した祭式主意を見ますと、「幽冥主宰ノ太神ニ帰幽ノ旨ヲ奏シ死者ノ冥福ヲ祈仰スル式ニシテ葬祭ヲ行フニ最モ大切ナル祭事ナリ」とあり、最も大切な祭事であると強調されています。

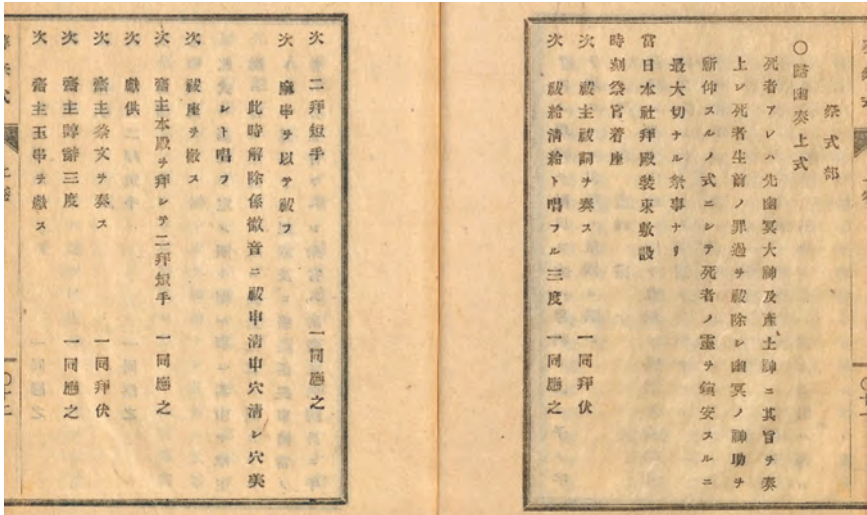
岩倉の国葬はいわゆる出雲大社流で執り行われているわけですが、それでも、そもそも出雲大社の神葬祭が明治初期以来どのように展開されていたのかという点を帰幽奏上式という儀式に着目して確認していきますと、明治前期の短い期間に変化を見て取れるように拝察しております。特に明治三年以降の、いわゆる大教宣布運動が展開する中で、三条教則や十一兼題、十七兼題などに基づいて国民に対して神道を広めていく、その中で神葬祭も普及していったわけですが、やはり幽冥界、幽世の世界の主宰神と覬念される大國主神を祀る出雲大社においても、出雲大社教会を中心に神葬祭の普及に向けた取り組みが精力的に進められていました。出雲大社の神葬祭を見ていくと、明治六年八月に出雲大社教会の設立を教部省に申請していますが、当時の「出雲大社教会条例」では葬祭の式次第は『葬祭略式』に準じるようにと書かれています。先ほど星野先生がお示しになりましたが、明治初期の葬祭の基準を示した刊本として明治五年六月に『葬祭略式』が出されており、この『葬祭略式』に準じながら行いなさいという旨が「出雲大社教会条例」には書かれているわけです。しかし、先ほど岩倉の国葬の説明の際に触れたような帰幽奏上式といった儀式については特段の言及というものは、この「出雲大社教会条例」からは見受けられないところがございます。

ただ、その後、明治九年五月十七日にまとめられた大社教本院の「出雲大社教会規約」を見ていきますと、第八章に葬儀関係の定めが書かれています。出雲大社の神葬祭を説明している箇所になりますが、

喪儀ハ慎終追遠の大札にして人生悲嘆の極なれば其礼を厚くして遺憾なからしむるを要とす故に帰幽奏上式を行ひ幽冥の神護を仰きて靈魂を安定し葬祭（本院定式）を執行すべし

と書かれています。私が注目したいのは、ここで帰幽奏上式が明記されているという点です。明治九年の段階で帰幽奏上式という儀式が、いわば出雲大社の神葬祭の儀式として重要な位置を占めるようになったと見られるかと思えます。また岩倉具視の国葬の二年前である明治十四年には出雲大社の神葬祭の儀式書である『葬祭式』（土谷（土屋）清城・長谷川静義編）が出されていますが、この中においても、やはり帰幽奏上式が最も大切な儀式である旨が書かれています。

それでは、なぜ帰幽奏上式という儀式が明治九年や明治十四年には、出雲大社の神葬祭の儀式として重要な位置づけを与えられるようになっていったのか、この背景について先行研究の指摘を踏まえすと、平井直房先生ですとか近藤啓



土谷（土屋）清城・長谷川静義編『葬祭式 祭式部 上』

吾先生の御研究がありますけれども、やはり出雲大社においても平田派国学の影響というものが非常に大きかったという見通しが示されているわけです。その中で平井直房先生の御指摘ですが、明治初年と明治十年代との出雲大社の神葬祭を比較すると、死者のために幽冥大神（大国主神）の加護を仰ぐという平田国学・平田神学に触発された信仰儀礼が窺われるという御指摘がなされているかと思えます（平井直房「出雲大社周辺の神葬祭の展開」『出雲国造火継ぎ神事の研究』大明堂、平成元年）。このような御指摘を踏まえて、私としても大国主神の加護を仰ぐ帰幽奏上式という出雲大社ならではの儀式が、大教宣布運動が展開し、神葬祭を普及していく中で次第に重要な儀式として位置づけられていったのではなからうかと考えているわけです。先ほど星野先生のお話でも、明治前期には平田派国学者によつて、独自の幽冥観や靈魂観を盛り込んだ著作が出されていたとのご説明がありました。出雲大社においても独自の幽冥観に基づいた神葬祭の儀式が考案されていたものと見ております。

ここまで出雲大社の神葬祭について見てきましたが、先ほども触れた祭神論争のもう一方の勢力である伊勢派においても、独自の神葬祭の祭式書が明治十三年に編纂されています。神宮司庁東京出張所によつて出された『葬祭式』を見ていくと、出雲大社とは異なつた神宮教会独自の葬祭が示されてい

ます。この点は既に山作良之先生によつて指摘されているところですけれども（山作良之「神葬祭祭式に見られる「帰幽」の意味と、その移り変わりについて」『神道宗教』第百九十号）、キーワードとして示すとすれば「帰幽」と「帰天」という言葉、伊勢流の葬祭であれば「帰天」という言葉が、対して出雲大社流であれば「帰幽」という言葉が出てきます。このように、「帰幽」と「帰天」という言葉に象徴されますけれども、明治前期の大教宣布運動、そして祭神論争などをきっかけとして、様々な神葬祭の祭式が神職であつたり、国学者や教導職などを担い手として考え出されていた経緯があらうかと思ひます。

こういった時代背景を前提としながら明治十六年の岩倉具視の国葬について改めて見ていくと、その儀式、最も大切な儀式として位置づけられているのは帰幽奏上式です。繰り返しになりますが、これが最も大切な祭事ということが強調されているわけです。この帰幽奏上式を中心とした出雲大社流の神葬祭が、岩倉の国葬では採用されていたわけですから。

この点、冒頭に藤本先生がお話されたように、昨年来、国葬について注目が集まっているわけですが、特に宮間純一先生などが国葬について盛んに研究をなされているところかと思ひます。宮間先生も紹介されていますが、岩倉の国葬に際して宮内省が作成した「国喪内規」というものがあり

ます。国葬をどのように執り行うのかということを内規として定めたものです。「国喪内規」を見ていきますと、実際にどのように葬儀を執り行うのかという案も示されています。神霊移から始まり、地鎮祭、棺前祭という式次第が想定されていたわけですが、実際のところ岩倉具視の国葬は、先ほど確認したとおり、帰幽奏上式に始まり霊移式に移っていくというところで、出雲大社流の神葬祭が採用されています。

このような経緯ですので、私の関心は先ほども少し触れましたが、国家と宗教、神社との関わりに関心が強いわけですが、岩倉具視の国葬においてはこの出雲大社の神葬祭がそのまま採用されていたというところであり、その意味で国家と宗教、特に宗教の儀礼面に対して明治国家は積極的には関わらず、基本的には齋主である千家尊福に任せていたという側面が大きかったであろうと想定をしているところでもあります。岩倉以降の国葬でも大社教の管長や副管長が齋主を務めていく例は少なくないですが、その式次第を見ていきます。基本的には岩倉の国葬の内容が踏襲されていきます。その意味でも出雲大社の関係者が関わった国葬に限定はされるわけですが、岩倉の国葬というのはその後の国葬、特に国葬の儀礼面での一つの標準といえるでしょうか、基礎となっていたと見受けられるのではないかと思います。

最後に近代の国葬について岩倉具視の国葬では千家尊福が

齋主となっており、墓地には品川海晏寺が選ばれています。それ以降も大社教の管長であったり、もしくは島津久光や島津忠義の国葬の際には田中頼庸や藤岡好古といった神宮教の管長が務めていたり、国葬と言いつても齋主もそれぞれの事例によって異なっているわけですが、大社教の管長など大社教関係者が齋主を務める事例というものが比較的多いという傾向が看取されるところがあります。ただ、大社教の関係者が多い一方で、神宮教の関係者もいたり、もしくは陸軍大将とか海軍大将といった方々が葬儀司祭長を務めるなど、それぞれの国葬によつて事例が異なつてまいりますので、一概に国葬とはこのような儀礼で行われたと断定的に論ずるのはなかなか難しいように考えています。

取りあえず以前に書いたことを改めてお話をするような形になつてしまいましたけれども、岩倉具視の国葬と神葬祭との関わりについて話をさせて戴きました。

藤本 半田先生有難うございました。国葬については、最後の方にありましたが、神宮教もということでもございましたが、明治の皇族の葬儀では、明治二十四年の久邇宮朝彦親王の場合は、神宮教が関わつていまして、その意味では、先ほど小松宮の話もありましたし、それ以外でも明治三十一年の山階宮晃親王の時も、どのような葬儀にするか、特に晃親王の際には、神式で決定していたのに、仏式でやつて欲しいと

いう話が出たものですから、その折にいや、やはり神式でやるんだという話となつて、政府内ですったもんだした結果、神宮教の京都本部が祭員として葬儀を奉仕するという、そのような話もありました。松本先生、ちなみに東京の品川の海晏寺にある岩倉具視のお墓は行かれたことがありますか。

松本 あそこは非公開ではなかったですか。

半田 柵があつて入れなくなっています。

松本 伊藤博文の墓もそうですね。

藤本 岩倉の墓は、たしか京都にもあると思つたのですが。

松本 洛北の靈源寺にありますね。岩倉家代々のお墓も洛西の清光寺からそこへ改葬されたようです。

藤本 東京の墓もそうなんですが、京都の方のお墓の形はどうなんだろうと思つた次第です。先ほどのお話を聞いて、大社教のというお話もありましたが、松本先生の最初のお話でお墓の写真をいろいろ見せて戴いた中に出雲国造のお墓というのもありましたので、出雲式の単なる墓だけでなく、大久保利通の話もありましたが、大久保はたしか、思い切り亀に乗つた大きなデカイお墓だったような気がしますので松本先生にお尋ねした次第なんですけれども。

松本 亀に乗っているのも結局儒式からきていて、近代にもその影響が残っていますね。

藤本 話を少しお墓の方に振つてしまつたんですが、よく

分かりました。先生方、有難うございました。

それでは次に武田先生、各先生方のお話をお聞きになっていかがでしょうか。もう少しここが聞きたいとか、あるいは皇室の祭祀にもこんなことがありますよ、ということをお教え戴ければと思います。

皇室の喪儀と陵制の在り方について

武田 松本先生、星野先生、半田先生のお話は、これまでの葬祭や墓制がどうだったのかという歴史的な解説でした。これに対して、土居先生のお話は、いま、お墓はどうなつていいのか、これからいつたいどうなるのか、というアクチャルな視点からのものだったと思います。

それにしても、この時節柄です。郷里のお墓をどうするか、実家をどうするのか、そんな難題に直面して、夜な夜な懊悩している方々も多いのではないのでしょうか。

私どもは、おのおの小なりといえども、それぞれに重いものを担わされています。けれども、そもそも日本で一番重いものを背負つていらつしやるのはどなたか、というと、それはやはり天皇陛下にほかならないわけです。

些か旧聞に属しますが、上皇陛下は、御在位中、終身在位制の見直しを提案され、自らご譲位されました。終身在位が



武田 秀章 氏

見直しとなると、これまでの大喪↓大礼という筋道、すなわち崩御を経て御大喪、喪明けを経て即位の御大礼、という段取りも過去のものとなります。それはすなわち、明治の定制の見直しを促すものでもありました。

引き続き上皇陛下は、今後の皇室の喪儀と陵制の在り方につきましても、ご意向を示されました。すなわち土葬を火葬に改め、陵墓を縮小するという思召です。思えば、長きにわたる皇室の歴史上において、まことに重大な歴史的御決断であつた拝されます。

この御決断の意義というものをしっかりと認識するために、天皇が担われてきた歴史の重さというものを、顧みなければなりません。何せ天皇陛下は、それこそ神代以来の、古代建国以来の来歴を背負つていらつしやるお方です。そもそ

も古代国家の制度では、神裔たる天皇は、山陵に葬られるというのが原則でした。『古事記』『日本書紀』共々、歴代天皇の記事の締めくくりには、必ず山陵の所在が銘記されます。平安時代の『延喜式』諸陵式では、歳末、歴代の山陵

に荷前使が赴き、奉幣の祭りをを行うということが定められていました。

ところが、古代国家の衰退に伴い、山陵の管理は行き届かなくなります。即位の儀礼も、恒例の祭祀も途絶え、山陵は多くその所在すら分からなくなつていきました。天皇を戴く国家統合の衰退によつて、天皇のお立場はもとより、いわば歴代のお墓も維持できないような窮状に陥つてしまつたのです。

江戸時代に入つて、平和回復と文運興隆に伴い、衰退していた皇室伝統が、漸次復興の運びとなります。山陵に関しては、幕府による元禄・享保の山陵保護政策と共に、民間有志による山陵考証も盛んになりました。

年来の私のマイブームは、彼ら有志の足跡をしのびながら、大和をそぞろ歩きし、山陵所在地を尋ね歩くことです。去年の秋は、本居宣長『菅笠日記』を携えて、大和の畝傍山の周囲をさすりました。『菅笠日記』には、宣長がはじめて試みた畝傍山フィールドワークの次第が、仔細にドキュメントされています。ここで宣長は、当時、神武天皇陵とされていたものが、ささやかな塚に過ぎないことに疑問を抱きました。そこで宣長が着目したのが、畝傍山西端に位置する「すゐせい塚」です。その規模と格からいつて、前方後円の佇まいを有する「すゐせい塚」こそが、本来の神武陵ではないかと考



明治天皇陵

えたのです。けれども神武天皇の時代にはもちろん前方後円墳はありません。またその方角も、記紀の記載（畝傍山の北ないし東北）とは異なります。

夙に研究者が指摘する通り、『菅笠日記』における宣長のフィールドワークは、勇み足だったと言わざるをえません。宣長自身、『古事記伝』では、再度考察を巡らし、その所説を改めています。

ことほど左様に、宣長はじめ有志らは、飽くことなき試行錯誤を重ねながら、山陵探索に精励しました。そして、こうした国学者・考証家たちの営為は、山陵のみに留まるものではありませんでした。彼らの考証は、山陵はもとより、朝廷の祭儀、全国の式内社、『古事記』はじめ諸々の古典に及びました。このように江戸時代は、一面において、古代文化・古典文化復興の時代だったのです。

幕末を迎え、孝明天皇の御代に至るや、わが国の原点ともいべき初代神武天皇の御陵復興が成就するに至りました。あたかもこの時代、わが国は、開闢以来ともいべき国家存亡の危機に直面していました。まさに「国体の安危」の只中、孝明天皇の思召、幕府の協賛によって、諸々の山陵が、神祀りの聖域・皇室の祖先祭祀の斎場として、全面的によりがえるに至ったわけです。

これに伴い、皇室の葬祭も、従来の仏式から、神裔ならで

はの神式にチェンジしていきました。それまでのご歴代は、泉涌寺の墓所で、仏式を以て葬られていました。けれども、山陵復興事業を主導された孝明天皇ご自身、古代様式に準じた山陵に、神式を以て、わが国古来の神さまとしてお鎮まりになられたのです。

維新を迎え、東京奠都が行われます。幕末の山陵復興を承けた次の課題は、いわばお引越しの東京に、歴代天皇の「みたまや」を設けることでした。砕いて言えば、お墓に呼応する神式「霊舎」の新設です。

まずは明治二年、再興された神祇官に、皇霊―歴代天皇の御霊が祀られました。廃藩置県の前である明治四年に、この皇霊が、皇居の賢所同殿にお移りになりました。翌五年、神祇官の八神・天神地祇もここに移されました。こうして賢所・皇霊・天神地祇から成る宮中三殿の原型が成立したわけです。歴代天皇の神霊は、賢所・天照大御神、天神地祇ともども、わが国ならではの「神さま」として、神裔たる天皇の祭りをうけていくことになりました。

こうした維新創業の経緯を承け、明治の末年から大正期にかけて、皇室を巡る法制度が整えられてゆきます。御代替わりに伴う「大喪」↓「大札」↓「恒例祭祀」のプロセスが、整然と体系化されるに至りました。この一環として、天皇の御喪儀の次第も、詳細に定められたのです。

直近の御大喪は、昭和天皇の御大喪です。昭和天皇は、古代さながらの厳肅な殯ののち、新宿御苑・葬場殿での本葬を経て、八王子の武蔵野陵墓地に埋葬されました。そして一周年の喪明けを経て、その御霊は、宮中の皇霊殿にお鎮まりになられたのです。こうして「御大喪」を了えられたのち、平成の「御大札」―大嘗祭をはじめとする平成の皇位継承儀礼が行われたことは、なお記憶に新しいところです。

思えば皇室の諸制度は、遠く古代に発祥し、近世に復興の途が開け、維新創業でリニューアルし、明治末年から大正にかけて、いわば集大成されました。そして敗戦の変革を乗り越え、戦後に受け継がれてきたのです。

上皇陛下は、かくも連綿として蓄積されてきた皇室伝統を双肩に担いつつ、なおかつ現代という時代のやむをえざる情勢を、真摯に検討されたのではないのでしょうか。これまでの皇室伝統を、いかに持続可能なものとして、いかに次代に繋いでゆくのか。そういつたことを、ひたすら考えになられたものと拝されます。

宮内庁は、この間の上皇陛下のお気持ちを、次のように伝えていきます。

陛下には、これまで長きに渡り従来の皇室のしきたりではできないだけを変えず、その中で今という時代の要請も入れて行動することを心がけていらつしやり、御陵及び御喪儀の

あり方についても、そのお気持ちに変わりはない。(「今後の御陵及び御喪儀のあり方についての天皇皇后両陛下のお気持ち」平成二十五年十一月十四日 宮内庁ホームページ掲載)

相次ぐ未曾有の災害、少子高齢化、高度成長の終焉等々、私どもは、今まで日本人が経験したことがないような、異次元の社会状況に直面しつつあると言われています。そうした地殻変動の只中で、どうやって皇室を繋ぎ、その祈りを伝えていくのか。いかにして皇室の本質を守っていくのか。上皇陛下は、そうした待ったなしの問題に対して、最も重い御決断をされたのではないかと拝されるのです。

もとより上皇陛下を持ち出すのは大変畏れ多いことですが、その歴史的な御決断の意義を受け止めながら、この先、私どもは、一体どのように歴史と向き合い、どのようにして死者たちと向き合ってゆけばよいのでしょうか、そんな思いを巡らせながら、先生方のお話を拝聴させて頂きました。

墓の無縁化と掃苔

藤本 有難うございました。武田先生のお話を受けて、そろそろ座談会のまとめに入っていきたいと思うんですが、その前に松本先生に、武田先生の先ほどのコメントも受けて、土居先生との兼ね合いも含めて、「墓じまい」という言葉が武田

先生から出てまいりましたが、いろいろなお墓を土居先生も松本先生も回られていると思うんですけども、墓に彫られた文字が消えてしまったり、先ほど土居先生、あるいは松本先生のお話にもありましたけれども、お墓が次に行つたときにもう無いということも近年、増えているのでしょうか。あるいは著名人のお墓なんかも結構なくなっているというケースもあるのでしょうか。そういった点、いかがでしょうか。

松本 今おっしゃったように、つい最近まであつた墓がなくなるというのは、本当にここところ多くなつてきたところであります。例えば、国学者の小中村清矩の墓は谷中墓地にありましたが、これは三年前に無縁ということで整理撤去されました。

藤本 小中村清矩の墓、無くなつたんですか。

松本 ええ、無くなつたと報道されていました。特に青山墓地とか谷中墓地は大変入れ替わりが激しいので、昔からお寺の無縁墓の話はありますが、とくに都道府県や市町村の公共墓地の方が速いサイクルで入れ替わっているようです。この問題は今に始まつたことではない訳ですが、現在は加速度的に無縁墓の整理が進んでいるという状況だと思います。

藤本 有難うございます。土居先生、いかがですか。

土居 墓地における無縁墓の整理は、今に始まつたことではありません。「掃苔」という行為がそもそも登場した時点

で、忘れ去られている墓を探そうというノリだったわけなので、そういう意味では今日のお話の起点になったようなところ、畏れ多くもという言葉をかけているものなんですが、そもそも、それこそ江戸末期の陵墓調査もまさにそれに近い状況もあったために行われたわけですよ。そういう意味ではここ二百年のスパンで考えると、ひたすら消え行くものをどう再発見するかというものに試行錯誤をし続けてきたということをまずは指摘できると思います。

また松本先生のコメントに補足するならば、そもそもかつての墓石は、経年変化というか経年劣化によって、石に彫られた文字が読めなくなる傾向にありました。ですから私の懸念は、ここ最近の固くコーティングされた墓石などは、そのまま未来永劫に崩れず残存する可能性が非常に高いことです。かつての墓石であれば、たとえ無縁墓として横倒しにされていても、そもそも彫られた文字も読めない状態でした。これが、どう見ても無縁墓として横倒しにされていても、それが明瞭に読める文字が彫られた墓石であったとき、動かされる感情がかなり変わりますよね。今後もまだまだ墓石は、建立されていくでしょう。その墓石は、経年劣化により崩れるかつての墓石ではなく、長期間にわたり名前も明瞭に判読できるような墓石なのです。先ほど藤本さんが、墓石に彫られた「愛」の文字について言及されてましたが、その墓石が

無縁化したら、誰にも振り返られることのない「愛」の文字が横たわる。そんな状態に遭遇する率が、今後おそらく増えるんです。その意味では、ある程度しつかりした墓石をつくるようになってしまったので、余計に墓石に情動を動かされてしまう時代に突入したのでしょうし、また我々が背負わされた時代的狀況だろうと指摘できるかなと思います。

藤本 有難うございます。かつて松本先生と一緒にお墓を色々と回ったときに、昔のお墓について、墓碑なんかは特にそうですが、墓石そのものの風化と昔とで彫られている文字が読めなくなっていて、「なかなか見えないんだよな」ということを松本先生が昔、ボソッと仰っていたような記憶がありました。松本先生がさらに「拓を取れば別だけれども、なかなか写真を撮っただけでは後で読めない」というような話をしていたのを今お話聞きながら思い出しました。

そういう意味でも墓や墓碑の保存と記録、その奥底には逆に、先ほど土居先生が言ったような、そうした保存や記録の行為の中に逆にしてしまう愛着というのか、東日本大震災でも、特に墓碑がかなり崩れたり津波で流されたりしたという問題もありましたが、今後の墓碑とか葬祭というのを考えたときに、こうした点はどうか。松本先生、星野先生辺りにもお聞きしたいところですが、いかがですか。

松本 そうですね。元々墓というのが祀られる対象じやな

いというのは朱子も言っていて、祠堂というところ、神道という祖霊舎、そこで神主（位牌）を祀るのが霊祭の本意としているので、死者の御霊に対する祀りはどこでやるかというのは、一旦、元に戻って考えると、墓の比重はもともと低いともいえるのではないかと思っています。

藤本 有難うございます。星野先生はいかがですか。

星野 非常に難しい問題で、お墓のお話について、そもそもそれは祀り対象ではないということですよ。しかしながらお墓も根深いですよね、やはりお骨、お墓に対する信仰というのがやはりあつて。実際に私が経験したことで言いますと、ある神社ではお墓に霊璽を持っていくんです。霊璽を持っていつて、そこでお祀りをする。そこで思つたのは、一体、お墓に霊魂はあるのか。霊璽を持っていつているというのは、ここでああなたが埋められるので、それを見届けてくださいということになるのか。しかしながら、祝詞を読んでみると、それほど意味合いはないんですけれども。ただ霊璽は持つていくことですよね。儒葬なんかでもそうだと思うんですけれども、地方においてもお墓に飯の神主（しんしゅ）と言うんですか、霊璽を持つていつて、それを埋めてしまうというところもあるようで、そう考えると、本当に霊璽ということとお墓ということと、どう我々が説明していったらいいのかということを考えざるを得ないなと思つており

ます。刻々と変化している現状の中で、すでに、もうほとんど形式的に儀式を済ませて、火葬を済ませれば、形だけでも葬儀を行えば、それでいいという「直葬」という問題が出ているかと思うんですけれども。そうした中で、こういう神葬祭の伝統というものを踏まえて、我々はそれについてどう説明をしていかなければいけないのかというところを改めて認識したと思つております。

ちよつと先ほどの説明の補足をさせて戴きますと、現実の問題と絡めてですけれども、出雲大社教が中心となつて国葬を行つたという半田先生からのお話がありました。私も資料にちよつとだけ書名を出していますが、半田先生も出しておられた、明治十四年に『葬祭式』という本が出ておりますね。出雲大社のほうで出されているものだと思います。土谷（土屋）清城さんと、あと長谷川静義さんがお書きになつていらっしゃるんです。そのことについて、ちよつとだけ私も霊魂に関することについて見ていたんですけれども、帰幽奏上祭というのが非常に大事だというお話がありました。次第の最初に来るものですね。それは何かというと、はつきりと葬式の目的というのが生前の罪過、罪というものをなくして、亡くなつた後に冥福を得られる、これが目的なんだと。こういうことを言つていたのを覚えております。さつきそれをもう一度確認して、やはりそうだなと思つたんですけれども、現実、

今の神社界でも葬儀において祓いをするということが行われていたり行われていなかったり、一時期だいたい議論になったところだと思います。死者に対して、亡くなった人に対して祓いを行うということ、これは儒葬ではきつとあり得ないことで、近世以前ではほとんどなかったことだと思うのですが、それが出雲大社教や、それ以外のところにおいても、実は神宮教会でも、恐らく『葬祭式』と同じ書籍名の本を出しているんですね。それを見ると、やはり生前の罪過を祓うということが大きな眼目になっている。

これは何だろうということと考えたときに、半田先生が言う平田国学というものの性格が影響を与えているのかなと思っているんです。亡くなったら幽世に行くという平板な内容だけではなく、生前の行いによつて神になるか、あるいは悪い世界に行くか、そういう主張が平田国学ではなされているわけですね。そうなる葬儀というのはどれほどの意味を持つのか。神様から見えて悪いことをした人が亡くなったらどこに行くのかというのは我々では分からない。我々にできることというのは、神様にとつて良い御霊になつてもらおう。ちよつと俗っぽい言い方になりますが、神さまがこの人なら面倒を見てやろうと。そのようなことを期待したときに、まさに宗教としての神道が葬儀という場で、どのようなことができるのか。そこで生前の罪穢れを祓つて、死後の安定を得

さしめようとすることが近代に入つて考案され、実践されていく。実際に出雲大社でも、それが行われているんだということを思いました。

死者の靈魂を送つていくものであると申しましたが、では、現在は何のために行われるのか。神葬祭のメリットについて、よく言われることは費用が安いということですが、それだけではない何かを求められたときに、このような意味合いで神葬祭が行われるんだということを、それぞれの神職が神学を立てて説明していかなければならない、今まさにそういう時期に来ているんじゃないかなということを思った次第です。

藤本 有難うございます。半田先生、いかがでしょうか。

半田 いろいろと勉強になりました。有難うございました。今後の葬送儀礼がどうなっていくのかというのはすごく難しい問題だと思いますが、今、星野先生も言っておられました、神葬祭を行うことの意味というものを、よくよく弁えておかないといけないということが、やはり大事なことだと思います。

その中で、私も少しく紹介したところではありますけれども、出雲大社流の神葬祭と言つても、明治前期の数年間の中でも変遷が見受けられるわけです。帰幽奏上式という儀式が実際にはいつから行われているのかは、にわかには判断しかねる問題ではあるわけですが、いずれにしても一般に出され

ている神葬祭の祭式書の中では帰幽奏上式というものが明治前期に次第に重視されていきます。その中には、やはり当時の人々の考えとか思いに応えようとする当時の神職であったり、国学者や教導職がいらっしゃったわけです。そういった意味で、その辺が非常に難しく、祭神の神徳ということとを踏まえた上で、それにふさわしい儀礼、今回で言えば神葬祭というものをどのように考えていくのか、葬儀の簡素化への需要が高まる中で、妥協できる点だったり妥協できない点がどこにあるのかということをよくよく弁えていく必要があるのかなと思っています。

先ほどの土居先生のお話のように、今後の四・五十年の間で葬式の形が本当に劇的に変わり得るという中で、実際に死者を弔う儀礼、大変責任感の重い祭りだと思えますので、その中で儀礼の性格をいかに弁えていくのかということが、大きな課題にもなっていくのかと思ったところです。

葬送・墓制の現在・未来

藤本 次に、「葬送、墓制の現在・未来」ということで、最初のお話に戻ってしまうのですが、先ほど星野先生から名前が登場してきましたが、二十年近く前からでしょうか、「直葬」と言われるような新たな弔いの文化が登場し、葬送

のあり方が大きく変わってきております。それがこの数年のコロナ禍によってさらに変化をしてきております。一方で、先ほど土居先生が仰っていたように、お墓自体は、すごく高級なものという言い方が正しいのかどうか、ちよつと分かりませんが、墓石自体もすごく良いもので作られています。また、そういう現代の墓と明治以前のような古い墓石とを比較した場合、ある意味、今後は、こうした現代の墓石は風化せず、そのままどんどん残っていくかもしれないというお話もありました。

そこで、今後の葬制とか墓制の変化ということも含めて、未来の儀礼文化のあり方というものについて、コメントめいたものでも結構ですが、どのような形になっていくのか、この点、まず、土居先生いかがでしょうか。『無縁社会の葬儀と墓』という土居先生が編まれた最新のご著書がありますけれども。

土居 これは科学研究費による共同研究の成果の一つです。去年の夏に刊行したもので、ここ二百年ぐらいのスペインで葬儀と墓を考える学術論文集になっています。その研究グループ内で、私は冗談半分・本気半分で発言していることなのですが、日本で人口が一番多い団塊の世代の動向こそ、将来の葬送墓制にとって大問題である。少し棘がある言い方をしますが、団塊の世代が葬送墓制において何をやらかすか

第で、その後に続く世代が引き受けなければならない問題の質量が左右される。その時期がどんどん接近していると、シビアに感じています。人口だけでなく、団塊の世代が終活も含めて葬墓制に使うお金の額も、気になります。その世代が続々と亡くなる過程で、「自分らしい葬儀」などの惹句を真に受けて、好き勝手なことをしでかしてくれますと、そのツケを後続の世代が背負わされることになります。それは直接の血縁関係に限りません。社会問題として背負わねばならない時代が直近に迫っているのです。これ一番の問題だと思っています。たとえば、墓石が立派になっただけではなく、それこそ様々なバリエーションの葬墓制が展開しています。都心でやたら広告をみかける、自動搬送式の納骨堂とかありますよね。

藤本 残念ながら、時間もあり、今日の座談会では納骨堂の話は殆どできませんでしたね。

土居 昨年の令和四年秋には、札幌市の宗教法人が運営する納骨堂が経営破綻したとのニュースが流れました。遺骨の将来を誰に託せばよいのか。宗教法人をはじめ民間もどこまで将来に責任を持てるのか。今さら地縁・血縁に頼るのも無理なことは明らかですよね。そうすると、そもそも遺骨に象徴される「死者の将来」をどう構想するか、そのこと自体を立て直すべき時代に突入している。今、こうやって私たちが

将来についてあれこれと議論できていること自体が、この二百年の歴史の結果であると私は考えてます。その上での想像力を働かせているに過ぎませんから、想像力を働かせる場所のものを組み立て直す必要がある。ただ人間、寿命がありますので、それまでのカウントダウンの中で取り組まなければならない問題であることが、これまた厄介だなと身に染みつつあるところです。

藤本 有難うございます。最後に岡市さん、今日の座談会を振り返っていかがですか。

岡市 特に、近世国学から神道者の活躍と影響、近代になつてからの神葬祭のお話、それから松本先生や土居先生には、今もお話がありましたようにお墓、葬送の変遷、そういったお話も伺い、大変勉強になりました。神社界というのは大体、伝統を守らなければならないという、そういった考えが非常にありまして、もちろん葬



岡市 仁志 氏

送については、神葬祭もそうだし、お墓も本来は家を守るものなんだと、そういった考え方が長くあったかと思うのですが、やはり、先ほどお墓の変遷のお話を聞いても、時代を通じて変

わるものは変わっていく、そういったところも改めてお話を聞いて実感したところです。

そのよう点も含めて、神社界としても今後、葬送や墓制といった問題を考えていかないとならないと思った次第です。

藤本 有難うございます。それでは、私から「まとめ」のような話で終わりに致したいと思います。

私自身、かつて松本先生と「お墓を一緒に巡りましょう」ということでよく墓巡りをしていた時期がありまして、今も時折、市営の墓地や共葬墓地などを巡ることがあります。松本先生と一緒に金沢市のある墓地に行った際に、今日の先生方のお話の中にあつたように、金沢市の市営墓地でしたので「このお墓は何年か先には無くなります」、「このままでは無縁の為、墓を撤去します」という予告札があちらこちらポコポコと立てられていて、松本先生と「ああ、このお墓、あと何年かで無くなっちゃうんだね」という話をしたことがありました。

先ほどの土居先生のお話の最後にありました「死者の将来」をどうするが、つまり、これは、これからの日本人の弔い方、あるいはこれからの皇室の陵墓の問題も含めてですが、どういうふうにお墓というものを位置付けていくのかということにも繋がる問題です。

その点は、先ほど土居先生のお話の中にもありましたが、

都営の墓地のパンフレットの墓のイラストに「何々家之墓」になっているという点についてもしかりで、土居先生から、これは現代の墓事情を考えるとやや古い記載といえるのかもしれませんが、という話がありました。これはある意味、神社界にも関わる問題としては、例えば神宮大麻や氏神社のお札を配るにしても、一家に一体のような感じで神宮大麻についても繋がる問題であろうと思っております。また、宗教文化としての葬送、あるいは神様を祀るという我が国の文化というものも含めてですが、先ほど出雲大社教の話もありましたし、そういう意味では、人の御魂が死後に天に行くのか幽世に行くのか、にわかに教学的な話を述べることはできませんが、いずれにしても、これから我が国が少子高齢化、多死社会というものに入っていく中で、あらためて弔いの文化というものをもう一度しっかりと考えていかないといい、あるいは葬の文化というものを考えていかないといい、それに対応した現代の葬送儀礼の文化とか、墓のあり方というものを改めてしっかりと考えていかないといい、思った次第です。

松本先生のように近世からの長いスパンでお墓というものをずっと考察されていたり、あるいは儒葬も含め、葬儀というものを長いスパンで、江戸時代から、あるいはそれ以前のものも含めて葬儀とか墓制というものを検討されていたり、

あるいは土居先生のように二〇〇年という一つのスパンで見
る中で、さらに今の現代社会の中における変化というものを
窺う、あるいは、もう少し大規模な葬儀のあり方ということ
で、武田先生や半田先生がおっしゃられていたような国葬や
皇族の葬儀、天皇の御大葬というものを窺う、これは「神葬」
のあり方というものも含めてですが、星野先生のお話のよう
に、このように儀式が制定されたという経緯のお話は、改め
て今後のあり方、伝統を守ると言いながらも伝統を守るため
には変えるものは変えるものも出てくるでしょうし、そう
いったものに合った儀式の在り方、今日は納骨の話はほとん
ど登場しませんでした、今後の葬儀に関わる様々な儀式の
あり方についても考えさせられたなと思っております。

司会の不手際であるのですが、この座談会を企画した際に、
参加の先生方に私から色々なリクエストしてしまった結果、
かなり長時間の座談会となりました。土居先生からは、休憩
中に「掃苔の話をやるだけでも、これ、日をまたぎますよ」
という言葉が頂戴しましたが、私も今日の座談会を進めるな
かで、本当に、松本先生から紹介して戴いたお墓の写真を見
るだけでも、もつと見たかったですし、もつと先生方からの
話を沢山伺いたいと思っております。そう考えますと、もつ
とお聞きするならば、本当に日を跨いでしまうような座談会
になってしまうのではないかと思つた次第です。

加えて皇室の陵墓の話も含めて、やはり今日、武田先生が
仰つていたように、幕末維新期に谷森善臣や戸田忠至らが天
皇の陵墓がどこにあるのかということをきちんと確定しなけ
ればいけないのはなぜか、ということにも象徴されるよう
に、もう一度長いスパンで日本の墓制、葬送文化というも
のを見ていかないとならないのではないかと改めて思つた次
第です。

それでは「近現代の神葬・墓制と神道文化」という座談会
を閉じたいと思います。先生方におかれましては、本日はご
多用のなか、洵に有難うございました。